

令和7年度徳島県介護職員処遇改善加算等
取得促進支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）において、介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の新規取得やより上位区分の加算取得等に向けて、研修会等の実施や専門的知識を有する者（以下「専門職等」という。）を事業所等へ派遣し、加算の取得等にかかる助言・指導・各種書類の作成補助を行うことにより、処遇改善加算の取得促進を目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県（以下「県」という。）とする。

3 対象事業所等

徳島県内の事業所等の内、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等であり、現在、特定の専門職等から指導・助言等を受けていない事業所等とする。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算の上位区分取得を目指す事業所等
- (3) その他

4 事業内容

(1) 研修等の実施

介護職員処遇改善加算等の仕組みや取得方法等について説明を行い、介護サービス事業所等における当該加算の取得にかかる支援を行う。

(2) 相談会等の実施

介護職員処遇改善加算等の取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、個々の事業所が抱える疑問や悩みなどに対し、助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

5 その他

本要綱に定めのない事項については、別に県が定めるものとする。